

## 資料編

---

1. 計画の策定経過
2. 下妻市男女共同参画推進条例
3. 下妻市男女共同参画推進条例施行規則
4. 下妻市男女共同参画推進委員名簿
5. 下妻市男女共同参画庁内推進会議設置要綱
6. 相談窓口一覧（茨城県）



## 資料編

### 1. 計画の策定経過

年 月	内 容
平成 28 年 8 月 31 日 (水)	平成 28 年度下妻市男女共同参画庁内推進会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>第 2 次下妻市男女共同参画推進プラン進捗状況報告について</li> <li>第 3 次下妻市男女共同参画推進プラン (仮称) の策定について               <ol style="list-style-type: none"> <li>第 3 次下妻市男女共同参画推進プランの概要及び今後のスケジュールについて</li> </ol> </li> </ul>
平成 28 年 10 月 1 日 (土) ～10 月 21 日 (金)	下妻市男女共同参画に関する市民意識調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>回収票数 758 票 / 回収率 50.5%</li> </ul>
平成 28 年 10 月 14 日 (金)	第 1 回下妻市男女共同参画推進プラン策定検討会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 次下妻市男女共同参画推進プランについて               <ol style="list-style-type: none"> <li>プランの概要、プランの骨子 (案) について</li> <li>プランの基本理念・基本目標 (案) について</li> </ol> </li> <li>今後のスケジュールについて</li> </ul>
平成 28 年 11 月 17 日 (木)	平成 28 年度第 1 回下妻市男女共同参画推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 次下妻市男女共同参画推進プランについて               <ol style="list-style-type: none"> <li>プランの概要、プランの骨子 (案) について</li> <li>プランの基本理念・基本目標 (案) について</li> <li>市民意識調査結果報告書 (速報版) について</li> <li>プラン策定スケジュールについて</li> </ol> </li> </ul>
平成 28 年 12 月 19 日 (月)	第 2 回下妻市男女共同参画推進プラン策定検討会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>下妻市男女共同参画市民意識調査【速報版】について</li> <li>第 3 次下妻市男女共同参画推進プランについて               <ol style="list-style-type: none"> <li>スローガンについて</li> <li>推進プランの内容について</li> </ol> </li> </ul>
平成 28 年 12 月 19 日 (月) ～平成 29 年 1 月 6 日 (金)	第 3 次下妻市男女共同参画推進プラン策定にともなう事業調査
平成 29 年 1 月 30 日 (月)	第 3 回下妻市男女共同参画推進プラン策定検討会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>下妻市男女共同参画に関する市民意識調査の集計結果について</li> <li>スローガンについて</li> <li>第 3 次下妻市男女共同参画推進プラン (案) について</li> <li>パブリックコメントの実施について</li> </ul>
平成 29 年 2 月 7 日 (火)	平成 28 年度第 2 回下妻市男女共同参画推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>下妻市男女共同参画に関する市民意識調査の集計結果について</li> <li>第 3 次下妻市男女共同参画推進プランのスローガンについて</li> <li>第 3 次下妻市男女共同参画推進プラン (案) について</li> <li>パブリックコメントの実施について</li> </ul>
平成 29 年 3 月 13 日 (月)	平成 28 年度第 3 回下妻市男女共同参画推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの結果について</li> <li>第 3 次下妻市男女共同参画推進プラン (案)、概要版 (案) について</li> </ul>

## 2. 下妻市男女共同参画推進条例

下妻市条例第1号

下妻市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 市の基本的施策(第8条—第14条)

第3章 男女共同参画推進委員会(第15条—第16条)

第4章 雑則(第17条)

付則

国民は、法の下に平等であり、性別によって政治的、経済的又は社会的な関係において、差別されないことが日本国憲法にうたわれています。

我が国においては、この日本国憲法の下、国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきましたが、なお一層の努力が必要であることから、男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本における最重要課題に位置付けられています。

下妻市においても、国及び茨城県の取組を受け、推進体制の整備、下妻市男女共同参画推進プランの策定、女性団体の育成等について、全庁的な取組の下に推進してきました。

私たちは、これまで市民が培ってきた歴史・伝統・文化及び市民を育ててきた自然・風土に基づく下妻市独自の地域性を大切にしながら、一人一人の個性と能力を生かし、充実した生き方を選択できる男女共同のまちづくりを目指します。

ここに、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別に関わりなく個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と就業その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行えるようにすること。
- (5) 国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民、事業者、国及び茨城県と相互に連携して取り組むよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に関する理解を深め、男女共同参画の実現に向けて取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その労働者の職業生活と家庭生活との両立が性別に関わりなく図られるようにするため、就労環境の整備に努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する行為の防止)

第7条 全ての人は、性別を理由とする権利侵害を行ってはならない。

- 2 全ての人は、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

第2章 市の基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、第15条に規定する下妻市男女共同参画推進委員会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたとき、又は変更したときは、これを公表しなければならない。  
(進捗状況の公表)

第9条 市長は、毎年、市が実施した男女共同参画の推進に関する施策の進捗状況について公表しなければならない。  
(調査及び研究)

第10条 市は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。  
(広報活動)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報活動を行うものとする。  
(市民及び事業者に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者が男女共同参画社会の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。  
(意見の申出)

第13条 市民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての意見を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による意見の申出を適切かつ迅速に処理するものとする。  
(附属機関等における積極的改善措置)

第14条 市は、附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。)その他これに準じるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講じるよう努め、積極的に女性の登用を図るものとする。

### 第3章 男女共同参画推進委員会

(設置)

第15条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、下妻市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第16条 推進委員会は、次に掲げる事項に関し市長に意見を述べることができる。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の推進状況に関すること。
- (3) 第13条第1項の意見に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項に関すること。

#### 第4章 雑則

##### (委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

##### 付 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている第2次下妻市男女共同参画推進プランは、第8条第1項に規定する基本計画とみなす。

### 3. 下妻市男女共同参画推進条例施行規則

下妻市男女共同参画推進条例施行規則

平成 24 年 3 月 30 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下妻市男女共同参画推進条例(平成 24 年条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見の申出)

第 2 条 条例第 13 条第 1 項に規定する意見の申出(以下「申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した男女共同参画に係る意見申出書(様式第 1 号。以下「申出書」という。)を市長に提出することによって行うものとする。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 申出の期日
- (2) 申出をするものの氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに電話番号
- (3) 申出の趣旨及び理由
- (4) 当該申出に関する他の機関への申出の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(調査の実施)

第 3 条 市長は、前条の申出を受けたときは、次の各号に該当する事項を除き、調査を行うものとする。

- (1) 判決等により確定した事項及び裁判等において係争中の事案に関する事項
- (2) 不服申立てに対し、行政庁において審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 17 条の規定による紛争の解決の援助の対象となる事案に関する事項
- (4) 議会に対し、請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 他のものからの申出により既に処理をした事案に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、処理することが適当でないと市長が認める事項

2 市長は、前項の調査を行うときは、下妻市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)の意見を聴くことができる。

(申出処理の通知)

第 4 条 市長は、前条第 1 の調査を行ったときはその結果を、調査を行わなかったときはその理由を男女共同参画に係る意見処理通知書(様式第 2 号)により、当該申出をしたものに通知するものとする。

(推進委員会の組織)

第5条 推進委員会の委員(以下「委員」という。)は、10人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう配慮しなければならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係機関及び団体の構成員
- (4) 市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第7条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 推進委員会の庶務は、男女共同参画主管課で処理する。

(推進会議の運営)

第11条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に委嘱された下妻市男女共同参画推進委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、この規則の施行の日に、第5条第2項の規定により、推進委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成25年7月31日までとする。
- 3 この規則の施行の際、旧委員会の委員長及び副委員長に選任されたものは、それぞれ、第6条第1項の規定により推進委員会の委員長及び副委員長に選任されたものとみなす。

#### 4. 下妻市男女共同参画推進委員名簿

所属等	氏名	備考
下妻市議会副議長	やま なか ゆう こ 山 中 祐 子	市議会
(株)常陽銀行下妻支店長	わたな べ たか ほ 渡 部 孝 穂	金融機関
下妻市商工会青年部副部長	まえ の ひろ あき 前 野 弘 明	商工業団体
下妻市立下妻小学校校長	はと がい まさる 鳩 貝 雄	教育関係
しもつまファミリーサポートセンター サブリーダー	きた じま きみ え 北 嶋 君 江	福祉関係団体
J A常総ひかり理事	おお つか たけ お 大 塚 武 雄	農業団体
茨城県男女共同参画推進委員	◎ かる べ もり ひこ 軽 部 守 彦	有識者
下妻母親クラブ	さか より み え こ 酒 寄 三 枝 子	女性団体
下妻市女性団体連絡会 (まちづくり下妻女性の会)	すず き ひろ こ 鈴 木 裕 子	女性団体
下妻市女性団体連絡会 (婦人会)	○ つか だ ひろ こ 塚 田 ヒロ子	女性団体

◎ : 委員長

○ : 副委員長

(敬称略)

## 5. 下妻市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(設置)

**第1条** 本市における男女共同参画社会実現に向け、計画的かつ総合的に施策を推進するため、下妻市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画推進プランの策定に関すること。
- (2) 男女共同参画推進プランに関する施策の総合調整及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

**第3条** 推進会議は会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長には副市長、副会長には教育長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代理する。
- 5 委員には、別表に掲げる者をもって充てる。

(推進会議)

**第4条** 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討会)

**第5条** 推進会議に、第2条に規定する事項を調査研究させるため、検討会を置く。

- 2 検討会の構成員は、16名とし各部より各2名、市長部局外より2名選出するものとする。
- 3 検討会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員のうちから互選により定める。
- 4 会長は、会議を招集し、会議における調査、検討等の経過及び結果を推進会議に報告するものとする。

(庶務)

**第6条** 推進会議の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(委任)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年10月6日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 別 表（第3条関係）

総務部長

市長公室長

市民部長

保健福祉部長

経済部長

建設部長

教育部長

議会事務局長

## 6. 相談窓口一覧（茨城県）

### □女性プラザ男女共同参画支援室

チャレンジ相談：起業、再就職、地域・団体活動等の様々な分野へのチャレンジに関する相談

総合相談：家族、夫婦、学校、職場、地域等での悩み事などや男女共同参画に関する苦情・意見

電話：029-233-3982（平日 9:00～17:00）

### □茨城県女性相談センター（茨城県配偶者暴力相談支援センター）

相談内容：女性に関する相談、配偶者からの暴力に関する相談

電話：029-221-4166（平日 9:00～21:00 土日祭日 9:00～17:00）

### □茨城県警察女性専用相談電話

相談内容：DV・ストーカー・リベンジポルノに関する女性からの相談

電話：029-301-8107（女性警察官が 24 時間対応）

### □茨城県警察県民安心センター

相談内容：被害の未然防止に関する相談・安全と平穏に関する相談

電話：#9110 又は 029-301-9110（平日 8:30～17:15）

### □茨城県警察「勇気の電話」

相談内容：性犯罪被害相談

電話：029-301-0278（平日 8:30～17:15）

### □厚生労働省茨城労働局雇用均等室

相談内容：職場におけるセクシャル・ハラスメント等に関する相談

電話：029-224-6288（平日 8:30～17:15）